

女性の活躍推進に向けた各種予算における対応

【令和6年度予算額 909億円の内数】
（うち令和5年度補正予算額 46.8億円の内数）

活躍支援 女性に対する直接的な支援

◇女性が変える未来の農業推進事業

- ＊ 地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及を支援

◇働きやすい環境づくり緊急対策

・女性の労働環境整備・活躍強化事業

- ＊ 女性が働きやすい環境の整備（簡易な改修やリース等による男女別トイレ等の確保）、地域の女性農業者グループの活動等を支援

・労働環境確保体制強化事業

- 産地の農業経営体等で構成される地域協議会等による労働力確保に向けた就労条件改善等の取組を支援
- ＊ 農業経営体が設定する就労条件改善事項として女性が働きやすい環境づくりに資する取組を支援

◇機構集積支援事業

- 遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受
- ＊ 事業の中で、女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動を支援

◇未来の林業を支える林業後継者養成事業

- 高校生等を対象とする林業への就業促進活動、意欲的な取組を行う林業グループの活動及び女性林業者や林業に関心のある女性の活躍促進を図るための活動等を支援
- ＊ 事業の中で、森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象とした講座の開催等の取組を支援

◇「緑の雇用」担い手確保支援事業

- 現場技能者を確保・育成するための体系的な研修や、複数の作業やデジタル技術等を学ぶ多能工化研修等に必要経費を支援
- ＊ 事業の中で、林業経営体が女性新規就業者に対し研修を行う際に必要な現場環境整備の経費を支援 他

◇浜の活力再生・成長促進交付金

・浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業

- ＊ 女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発・販売の実践的な取組等を支援

・水産業強化支援事業

- 「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、水産業のスマート化推進等の取組を支援
- ＊ 事業の中で、子供待機室、調理実習室、会議室等で構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援

ポイント加算 女性が主体の取組の場合等に、配分ポイントの加算

◇経営継承・発展等支援事業のうち経営継承・発展支援事業

- 地域計画に位置付けられた経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を市町村と一体となって支援
- ＊ 採択の際に、女性が主体の取組を行っている場合に配分ポイントを加算

◇農地利用効率化等支援交付金

- 地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置づけられた者が、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援
- ＊ 採択の際に、女性が主体の取組を行っている場合に配分ポイントを加算

◇農山漁村振興交付金

- 少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押し
- ＊ 採択の際に、女性の参画促進を図っている計画や、女性の活躍推進の基本方針に基づいた取組を実施する場合に、審査において配慮するとともに、農泊等における雇用機会の確保により女性活躍の場を提供

◇新規就農者育成総合対策

・経営発展支援事業

- 就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援
- ＊ 採択の際に、家族経営協定等により経営方針、役割分担等の書面締結がある場合に配分ポイントを加算

・サポート体制構築事業

- 地域における就農相談体制整備、新規就農者の技術面等のサポート、実践的な研修農場整備等を支援
- ＊ 採択の際に、女性登用の目標・取組計画を設定している場合に配分ポイントを加算

◇新規就農者確保緊急円滑化対策のうち初期投資促進事業

- 就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援
- ＊ 採択の際に、家族経営協定等により経営方針、役割分担等の書面締結がある場合に配分ポイントを加算

◇林業・木材産業循環成長対策交付金

- 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援
- ＊ 採択の際（高性能林業機械等の導入、特用林産振興施設等整備）に、プラチナえるほし認定企業等である場合に配分ポイントを加算

要件設定 取組を実施する場合に、女性の活躍推進に資する要件を設定

◇新規就農者育成総合対策のうち雇用就農資金

- 農業法人等が、49歳以下の新規就業者を雇用することに対して資金を支援
- ＊ 女性が働きやすい環境づくりのため、男女別トイレ、シャワーの設置等を選択制の要件の1つとして設定

◇日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金

- 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援
- ＊ 加算措置の要件に、活動組織の役員に女性が2名以上参画し一定の条件を満たす場合を設定

◇森林・山村多面的機能発揮対策交付金

- 地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援
- ＊ 事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化